



雇用維持を図った法人等に

最大

30万円

を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の事業所において休業等を行ったものの、国が支給する雇用調整助成金等の交付決定を受け、当該事業所の従業員の雇用維持を図った法人又は個人事業主（以下「法人等」という。）の事業継続を支援するため、予算の範囲内に限り、支援金を交付します。※対象者の条件など裏面をご確認ください。

内容

次の額の合計額を支援金として支給します。（1法人等につき、1回限り）

①基本支給額 10万円

②従業員加算額 対象従業員（※1）1名につき1万円（※2）

（※1）市内の事業所の従業員で、支給決定を受けた雇用調整助成金等の算出根拠となっており、令和3年4月1日から本支援金の申請日まで当該事業所において雇用を継続する従業員を対象従業員とします。（従業員加算額は対象従業員1人につき1回限り）

（※2）従業員加算の上限額 20万円。

古河市雇用継続企業支援金

【申請・問】古河市役所（古河庁舎）産業部
商工観光課 商業係
〒306-8601 茨城県古河市長谷町38-18
TEL 0280-22-5111 内線2302



古河市公式HP

対象者の条件

次のいずれにも該当する法人等が交付対象者となります。

- (1) 市内に事業所を有しており、次のいずれにも該当する雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること。
 - ア 判定基礎期間が令和3年4月から同年9月までの期間を含むこと。
 - イ 雇用調整助成金等の算出根拠となった従業員（以下「算出根拠従業員」という。）に市内事業所の従業員を含むこと。
- (2) 市内の事業所の従業員（算出根拠従業員に限る。）を令和3年4月1日（同日後に雇用した者にあつては当該雇用した日）から本支援金の申請日（以下「申請日」という。）までの期間において、継続して市内の事業所で雇用しており、申請日後も雇用を継続する予定であること。
- (3) 申請日時点で市内の事業所において事業活動を行っており、かつ、申請日後も当該事業所において継続して事業活動を行う予定があること。
- (4) 法人にあつては、本市に直近事業年度分の法人市民税の申告をしていること。
- (5) 個人事業主にあつては、令和3年1月1日時点において市内に住所を有し、かつ、令和2年分の所得税確定申告（当該確定申告の必要がない者にあつては、本市に令和3年度の市民税・県民税の申告）をしていること。
- (6) 法人等及びその代表者に市税の滞納がないこと。
- (7) 法人等並びにその代表者及び従業員が、古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号から第4号までのいずれにも該当しないこと。

申請方法

下記の必要書類を添えて、商工観光課宛に提出してください。

《新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力ください。》

- (1) 雇用継続企業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 雇用調整助成金支給決定通知書 又は 緊急雇用安定助成金支給決定通知書及び 休業実績一覧表（上記助成金の申請に使用したもの）
- (3) 法人…法人市民税確定申告書（第20号様式）*直近事業年度分で古河市申告したもの
個人事業主…所得税確定申告書（第一表）
及び 所得税青色申告決算書 又は 収支内訳書*いずれも令和2年分
（上記の申告が必要ない場合市民税・県民税申告書*令和3年度分）
- (4) 別紙様式（*雇用調整助成金等の算出根拠となった従業員が勤務する事業所が市内に2か所以上ある場合）
- (5) 従業員加算補助シート（様式第2号）（*雇用調整助成金等の交付決定に市外事業所の従業員を含む場合、又は、市内の事業所の従業員が複数の判定基礎期間にわたり、雇用調整助成金等の算出根拠となっている場合）

※（2）、（3）の添付書類は写しで可

※支給審査にあたり、追加の提出書類を求める場合があります。

受付期間

令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

※郵送による申請の場合は上記期間内の消印有効

※支援金は予算の範囲内に限り支給します。準備が整い次第すみやかに申請書類を提出してください。

その他

- (1) 支援金の交付申請様式は古河市公式ホームページに掲載しています。
- (2) 雇用調整助成金等について支給決定の取り消しを受けるなど、支援金の交付の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに市に報告のうえ、支援金は返還いただきます。
- (3) 支援金の申請に使用した申請書や関係書類は整備のうえ、令和4年度から5年間保存してください。